

議第47号

財産（スクールバス）の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議決を求める。

令和4年6月2日提出

高山市長 國島 芳明

記

- | | | |
|----------|---|----|
| 1 財産の種類等 | スクールバス（東・東山線 56人乗り） | 1台 |
| 2 取得の金額 | 23,257,590円 | |
| 3 取得の相手方 | 高山市昭和町3丁目138番地1
新田自動車株式会社
代表取締役 新田 泰昭 | |
| 4 設置場所 | 高山市松之木町262番地
東山中学校スクールバス車庫 | |
| 5 取得の時期 | 令和4年度 | |